

京都市まち美化事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第155号

京都市まち美化事務所規則の一部を改正する規則

京都市まち美化事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削り、同条第4項中「事務所に」の右に「次長、」を加え、同項を同条第3項とする。

第3条第2項ただし書を削る。

第4条ただし書を削る。

第6条中「並びに次長が2人置かれている場合にあつては、次長の担当する事務の概目」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)